

令和3年 第4回松前町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月28日(木) 午前9時30分～
- 2 開催場所 松前町役場 6階 委員会室
- 3 出席委員 (14人)
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (2件)
議案第29号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和3年第4回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、
○○議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日の欠席委員は、いません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、
6番○○委員、7番○○委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第27号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について、次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 404 m²

申請人 ○○

転用目的 農家住宅

建築面積 90.62 m²

農地区分 第3種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

今月14日に○○推進委員と設計事務所と共に立会しました。排水は国道のヒューム管を使って○○川へと流すようになっています。今回の申請にあたって自分としては、不明点があったので事務局に問い合わせをいたしました。申請人は○○に居住しており、設計事務所に聞いたら、現在農業をしておらず、農業用機械の所有については不明ということでした。農家住宅や分家住宅について申請する場合、農地がなくなっても可能なのかわからなかったため事務局に問い合わせをした物件になります。

○事務局

農家住宅の1つの基準として、農業をすることと、農地として残る面

積を1反以上確保する必要があります。申請人については、1反以上の残地があり、そこで耕作されるということです。要件を満たしている旨を〇〇委員にお伝えしました。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

1反以上あっても、これは絶対に本人は農業をしないだろうと思った場合は、農業委員は拒否できるのか。

○事務局

本人が必ず農業をするという場合、今後の営農計画等を出してもらって担保をとるという手段もあるかと思えます。

〇〇〇委員

許可をした後に農業をしてなかった場合、ペナルティはあるのか。

○議長

3条で農地を取得しても、耕作していないことがわかった場合は、指導するしかありません。

〇〇〇委員

わかりました。

○議長

他に質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について、次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号 1 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 233 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○
転用目的 分家住宅
建築面積 66.24 m²
使用貸借権
農地区分 甲種農地
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人の父親である譲渡人の家の前に分家住宅を建てるようになっています。3月19日に現地確認をしまして、排水は申請地東側に約1.4m幅の水路で水量も十分にあり、問題無いと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号 1 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 1,529 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 地区集会所、広場

建築面積 293.31 m²

所有権移転

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

3月30日に現地で○○推進委員と立会いを行い、○○区長から説明を受けました。現在の公民館はコミュニティ広場を整備するとのことでした。昭和39年に建てられて築57年経っており、手狭で耐震強度も低いことから以前から建て替えを検討していたそうです。排水は、北側道路の北側に水路があり、道路の下を通して流すようです。造成して土砂等の流出が無いようにすることで、建築後にはフェンスでも囲うそうです。○○自治会は去年11月に認可地縁団体の承認を受けています。そのため、不動産を所有できるようになり、自治会として土地を所有し、建物を建築すると聞いています。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、議案第29号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請の件」について議題について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 725 m²
○○、田、面積 895 m²
○○、田、面積 978 m²

開設者 ○○

農園名 ○○

貸付期間 5年

区画数 99区画

区画面積 15 m²/区画

プラン種類 フルサポートプラン 20,000円/区画

基本プラン 6,000円/区画

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。質疑はありますか。

○○○委員

開設者が管理者になると思うが、管理者の要件はありますか。

○事務局

管理者の要件はありませんが、補足として、この特定農地貸付については、開設者は農地を所有しておらず、開設者は町と賃貸借契約を結び、町は所有者と賃貸借契約を結ぶといった方法をとらないといけなくなっています。

○○○委員

わかりました。

○○○委員

現状、この99区画というのは変更無いのでしょうか、また、どのくらい借りられていますか。

○事務局

99 区画で変更ありません。現在借りられているのは 46 区画となります。

○議長

他に質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、本件について賛成承認の方は挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、賛成といたします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局
をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。